

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和元年7月2日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和5年2月15日付けで山形県知事から通知があった。

令和5年3月10日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎
山形県監査委員 星 川 純 一
山形県監査委員 松 田 義 彦
山形県監査委員 海 老 名 信 乃

所 管 課 (対象施設等)	監 査 結 果	措 置 の 内 容
観光復活戦略課 【R1 観光立県推進課】 (山形県国民宿舎竜山荘)	<p>(施設設備の計画的な修繕等について)</p> <p>現地調査における施設巡回時に、トイレ天井の一部破損や食堂の手洗い器の不具合など修繕等が必要と思われる箇所が見受けられた。これらは施設利用者の目に触れることが考えられ、施設の印象にも関わるものである。</p> <p>県は、適切なサービスの提供やリピーター確保の観点から、指定管理者と適宜協議を行いながら、利用される施設設備について計画的な修繕等を進める必要がある。</p>	<p>トイレ天井については、県が令和3年3月に修繕工事を実施した。食堂の手洗い器については、指定管理者が令和3年度に施設利用者の目に触れないような対策を講じた。</p> <p>その他修繕が必要な箇所については、運営を維持する観点から、適宜優先順位を判断した上で修繕を進めている。</p>